

○若年運転者講習実施要領の制定について

〔 令和 7 年 4 月 3 0 日 〕
〔 例規甲（免講）第 1 9 号 〕

若年運転者講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 4 号の規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「若年運転者講習」という。）について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 事務専決

この要領に定める事務は、公安委員会が行うほか、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規則第 2 号）に定めるところにより交通部運転免許課長が行う。

第 3 若年運転者講習の実施機関

若年運転者講習は、法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 3 号の要件に該当すると認められ、公安委員会の指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）が行うものとする。

第 4 講習指導員

- 1 講習指導員は、細則第 1 5 条の 7 に規定する運転適性指導員とする。
- 2 指定講習機関は、新たに運転適性指導員を選任したときは、運転適性指導員選任届出書（第 1 号様式）により、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を経由して公安委員会に届け出なければならない。
- 3 指定講習機関は、運転適性指導員を解任したときは、運転適性指導員解任届出書（第 2 号様式）により、速やかに運転免許課を経由して公安委員会に届け出なければならない。

第 5 講習用教材等

1 教本及び視聴覚教材等

講習の教本は、感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力（第 1 1 の 4 において「自己制御能力」という。）の養成を目的として、別表の内容について正確にまとめられたものとする。また、交通実態に関する資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するとともに、筆記による検査のために必要な所要の運転適性検査用紙を整備すること。

2 講習用車両

- (1) 講習用車両は、普通自動車免許に係る標準試験車と同等以上の普通自動車とす

る（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチ操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車を含む。）。

- (2) 講習用車両は、講習指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（補助ブレーキ）を備えさせること。

なお、身体障害者用車両を持ち込む場合も必ず前記の装置を備えたものを持ち込ませること。

- (3) 講習用車両には「講習中」の標識を前方又は後方から見やすいように表示させること。

3 録画装置

実車による講習の状況（車内からの走行状況及び講習生の運転姿勢）を記録できるよう、所要の録画装置を整備すること。

4 映像再生機材

実車による講習の状況を録画した映像を用いた指導が実施できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

第6 講習対象者

講習対象者は、警察共通基盤システムからの通報に基づき把握する。

第7 若年運転者講習の通知等

1 受講日等の指定及び通知

公安委員会は、講習対象者の利便性を考慮して受講日等を指定するものとし、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の4の2の2に規定する若年運転者講習通知書に配達証明郵便等を付して通知するものとする。

2 指定講習機関への通知

公安委員会は、講習対象者を若年運転者講習受講予定者通知書（第3号様式）により、指定講習機関に通知するものとする。

3 受講日等の変更等

公安委員会は、通知を受けた者がやむを得ない理由により、受講日等の変更を申し出たときは、当該やむを得ない理由のあったことを証するに足る書面を提出させるものとし、提出を受けた書面により、やむを得ない理由を確認した場合には、改めて受講日等を指定して受講させるものとする。

4 若年運転者講習の移送

- (1) 公安委員会は、講習対象者が他の都道府県に住所を移転していることが判明したときは、当該対象者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、若年運転者講習移送通知書（第4号様式）により、移転先住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知すること。
- (2) 公安委員会は、講習対象者が他の都道府県から本県に住所を移転し、本県で受

講しようとするときは、速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、旧住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知を行い、若年運転者講習移送通知書の送付を受けること。

- (3) 公安委員会は、若年運転者講習移送通知書を受理したときは、速やかに当該対象者の受講日等の指定を行い、若年運転者講習通知書を送付すること。

第8 受講申請

受講申請は、細則第15条の2の2に規定する若年運転者講習受講申請書で行うものとし、指定講習機関は、いわゆる身代わり受講等の不正を防止するため、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及びその他関係書類並びに講習対象者とをよく確認した上で受理すること。

第9 通知手数料

山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）第7条第1項第31号に規定する通知手数料は、同条第2項に規定する金額を通知手数料納付書（第5号様式。第12の2において「納付書」という。）により納付させるものとする。

第10 講習時間及び実施期間

講習時間は9時間とし、原則として連続する2日間で行うものとするが、やむを得ず連続する2日間で実施することができない場合は、近接した日に第2日目を指定すること。

第11 学級編成

1 学級編成の基本

1 学級3人の編成を基準とする。

2 講習指導員の配置

原則として、1学級につき講習指導員1人を配置することとする。

なお、補助者についても運転適性指導員を充てること。

3 運転適性指導

運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査及び普通自動車の運転をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。筆記による検査は、「科警研編73C型」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うこと。

なお、運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付すること。

4 講習の項目及び時間数等

別表のとおり。

なお、講習の項目については、受験資格特例教習の教習項目のうち、主として自己制御能力の養成に資すると考えられるものを抽出している。

5 若年運転者講習終了証明書の交付

指定講習機関は、講習を終了した者に対し、細則第 15 条の 2 の 2 に規定する若年運転者講習終了証明書を交付すること。

第 12 実施結果等の報告

- 1 指定講習機関は、講習の実施結果について講習終了後、速やかに細則第 15 条の 11 に規定する若年運転者講習結果報告書により、ファクシミリ等で公安委員会に報告するものとする。
- 2 若年運転者講習結果報告書は、納付書とともに速やかに公安委員会に送付するものとする。

第 13 講習受講済みの登録

公安委員会は、指定講習機関から若年運転者講習結果報告を受けた時は、速やかに警察共通基盤システムに若年運転者講習済登録を行うものとする。

第 14 各種事故防止

指定講習機関は、講習中の各種事故防止に努めること。

なお、講習に関して発生した事故については、速やかに運転免許課に報告すること。

第 15 文書の保存期間

- 1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿冊名等	保存期間
運転適性指導員選任届出書（第 1 号様式）	資格を喪失するまで
運転適性指導員解任届出書（第 2 号様式）	1 年
若年運転者講習受講予定者通知書（第 3 号様式）	3 年
若年運転者講習移送通知書（第 4 号様式）	1 年
若年運転者講習受講通知手数料納付書（第 5 号様式）	5 年
若年運転者講習結果報告書（細則第 15 条の 11）	3 年

- 2 指定講習機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿冊名等	保存期間
運転適性指導員選任届出書（第 1 号様式）	資格を喪失するまで
運転適性指導員解任届出書（第 2 号様式）	1 年
若年運転者講習結果報告書（細則第 15 条の 11）（写し）	3 年
若年運転者講習終了証明書（細則第 15 条の 2 の 2）（写し）	3 年

別表

1 日目（5 時間）

	項目	内容	指導要領	時間
1	運転適性検査 （73C 型）	運転適性検査（73C 型）	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、	1 時間

			運転適性検査を実施する。 自分の力を出し切るよう指導する。	
2	技能録画①（実車）	講習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・講習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・講習生の運転について映像を記録する。	1 時間
3	性格と運転の概説（座学）	視聴覚教材や運転適性検査（73C型）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	・取消処分者講習で実施しているものと同内容。 ・性格と運転行動の関係について概説を行う。 ・運転適性検査（73C型）の結果を講習生に渡した上で、指導・助言を行う。 ・運転適性検査の結果における長所については褒める一方、短所については表れやすい運転行動を例示として挙げ、自己の運転行動を見つめ直すきっかけを作る。	1 時間
4	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①（座学）	運転適性検査（73C型）の結果及び技能録画①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	・録画映像の観察に先立ち、「技能録画①」における運転について講習生に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を講習生に語らせることにより（満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより）、講習生の運転に対する主観的評価を把握する。 ・運転適性検査（73C型）	1 時間

			の結果及び本項目開始時における自己評価結果を踏まえ、技能録画①において録画した自己の運転状況の映像（一部で構わない。）を観察し、問題（危険性がある運転行為等）があった運転場面について、講習生自身に、何が問題であったのか、自己の心理的特性がどのように運転行動に影響したのか、また、心理的特性の短所について、どのように意識して行動したら補うことができるのかについて、講習指導員とディスカッションすることにより考えさせ、心理的特性が運転行動に与える影響を理解させるとともに、客観的評価と主観的評価の相違を理解させる。	
5	安全運転のための指導①（実車）	実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査（73C型）の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」を踏まえ、講習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。		1 時間

2 日目（4 時間）

	項目	内容	指導要領	時間
1	技能録画②（実	講習生の運転姿勢及び運転の映	・ 講習生の運転姿勢を映像	1 時間

	車)	像を様々な道路交通環境下において記録する。	として記録する。 ・講習生の運転について映像を記録する。	
2	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②(座学)	各講習生の技能録画②で録画した映像に基づき、運転適性検査(73C型)の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	・録画映像の観察に先立ち、「技能録画②」における運転について講習生に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を講習生に語らせることにより(満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより)、講習生の運転に対する主観的評価を把握するほか、運転適性検査(73C型)の結果を踏まえ、講習全般について、どのような点について注意して運転していたのか、講習生に意見を述べさせる。 ・自己の心理的特性を踏まえた運転をすることにより、自己の運転行動にどのような変化が生じたのか(可能な限り、技能録画①において録画した映像(一部で構わない。)と技能録画②において録画した映像(一部で構わない。)を比較するなどしてその違いを視覚的にも明らかにする。)を、講習指導員とディスカッションすることによって	1 時間

			理解させるとともに、各講習生の運転適性検査（73C型）の結果及び1目と2日目に実施した自己評価の結果を踏まえた指導を行い、今後も自身の運転を客観的に反省することができるよう意識付けを行う。	
3	安全運転のための指導②（実車）	実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査（73C型）の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」を踏まえ、講習生の弱点となる場面について重点的に指導を行うほか、講習の総まとめとして、交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理的特性について解説し、いかなる状況においても安全運転を心掛けるよう指導を行う。		1 時間
4	講習全体の振り返り（座学）	講習生に対して発言を促しながら質疑応答を行い、講習全体を通じての感想文をまとめさせる。		1 時間